

平成30年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(平成30年度11月補正予算等関係)

病 院 局

平成30年11月定例会議案説明資料目次

病 院 局

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第6号	平成30年度鳥取県営病院事業会計補正予算（第3号）		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 総務課	1
	2 債務負担行為に関する調書		2

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第10号	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	総務課	3

平成30年度鳥取県営病院事業会計補正予算説明資料総括表

病 院 局 (単位：千円)

区 分	収 入			支 出			
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計	
中 央 病 院	収益的収支	15,004,357	0	15,004,357	15,779,260	0	15,779,260
	資本的収支	11,376,720	0	11,376,720	11,957,021	0	11,957,021
	計	26,381,077	0	26,381,077	27,736,281	0	27,736,281
厚 生 病 院	収益的収支	7,857,691	0	7,857,691	8,138,830	0	8,138,830
	資本的収支	484,175	0	484,175	815,815	0	815,815
	計	8,341,866	0	8,341,866	8,954,645	0	8,954,645
病院統括管理費	収益的収支	0	0	0	105,606	0	105,606
	資本的収支	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	105,606	0	105,606
合 計	収益的収支	22,862,048	0	22,862,048	24,023,696	0	24,023,696
	資本的収支	11,860,895	0	11,860,895	12,772,836	0	12,772,836
	計	34,722,943	0	34,722,943	36,796,532	0	36,796,532

【補正内容】

○債務負担行為の設定

中央病院非常通報装置保守管理業務委託外5件

債務負担行為に関する調書

追加

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	補助金	医業収益
中央病院非常通報装置保守管理業務委託	千円 410		千円	平成31年度から 平成35年度まで	千円 410	千円	千円	千円 410
中央病院パソコン等賃借及び保守料	千円 68,261		千円	平成31年度から 平成35年度まで	千円 68,261	千円	千円	千円 68,261
厚生病院コンピュータ断层撮影装置（CT）保守点検業務委託	千円 19,827		千円	平成31年度から 平成33年度まで	千円 19,827	千円	千円	千円 19,827
厚生病院X線テレビ装置保守点検業務委託	千円 18,263		千円	平成31年度から 平成34年度まで	千円 18,263	千円	千円	千円 18,263
厚生病院下肢静脈瘤治療用半導体レーザー装置保守点検業務委託	千円 438		千円	平成31年度から 平成32年度まで	千円 438	千円	千円	千円 438
厚生病院内視鏡用洗浄機賃借料	千円 1,657		千円	平成31年度から 平成35年度まで	千円 1,657	千円	千円	千円 1,657

条 例 名 等	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例								
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 条例の改正理由 県立中央病院において、がんゲノム医療をはじめとした遺伝子疾患に対する医療をより適正に行うため、所要の改正を行う。</p> <p>2 条例の概要 (1) 次のとおり新たに使用料を徴収する。 遺伝カウンセリング料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;"> 遺伝子検査に係る個別面談（診療報酬の算定方法に規定する遺伝カウンセリングを除く。） </td> <td style="text-align: center;">初回</td> <td style="text-align: center;">1件につき 10,800円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2回目以降</td> <td style="text-align: center;">1件につき 6,480円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日は、平成31年1月1日とする。</p> <p>3 参考 国は、平成30年3月に策定した「がん対策推進基本計画（第3期）」において「がんゲノム医療（注1）」の推進を掲げた。県立中央病院においても、今後、がんゲノム医療を受けられる体制の構築に取り組むこととしている。 がんゲノム医療でまず必要となるのが「遺伝子検査（注2）」であり、遺伝子検査の実施に際しては「遺伝カウンセリング（注3）」を行うことが重要である。 このうち、遺伝子検査に係る費用については、鳥取県営病院事業の設置等に関する条例に既に該当する規定があるため、規定のない遺伝カウンセリングに係る費用について新たに条例に定める。 なお、がん以外についても遺伝子検査が有効と考えられる分野（不妊治療等）があるため、がんに限定することなく適用できるような規定とする。</p> <p>(注1) がんゲノム医療 「ゲノム」とは、人の染色体に含まれる全ての遺伝情報のこと。「ゲノム医療」とは、個人のゲノム情報をはじめとした各種検査情報を元にして、その人の体質や病状に適した医療を行うこと。「がんゲノム医療」とは、がんの領域で行われるゲノム医療のこと。</p> <p>(注2) 遺伝子検査 細胞を患者の体から取り出し、遺伝子変異を調べる検査。</p> <p>(注3) 遺伝カウンセリング 遺伝に関わる悩みや不安、疑問などを持たれている方に、まず科学的根拠に基づく正確な医学的情報をわかりやすく伝え、理解していただくための手助けをする。その上で、十分に話を聞きながら、自らの力で医療技術や医学情報を利用して問題を解決していただけるよう支援を行うもの。</p>		区分	金額	遺伝子検査に係る個別面談（診療報酬の算定方法に規定する遺伝カウンセリングを除く。）	初回	1件につき 10,800円	2回目以降	1件につき 6,480円
	区分	金額							
遺伝子検査に係る個別面談（診療報酬の算定方法に規定する遺伝カウンセリングを除く。）	初回	1件につき 10,800円							
	2回目以降	1件につき 6,480円							

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前								
別表第1（第5条関係） 1～9 略 <u>10 遺伝カウンセリング料</u>		別表第1（第5条関係） 1～9 略								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">遺伝子検査に係る個別面談（診療報酬の算定方法に規定する遺伝カウンセリングを除く。）</td> <td>初回</td> <td>1件につき 10,800円</td> </tr> <tr> <td>2回目以降</td> <td>1件につき 6,480円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	遺伝子検査に係る個別面談（診療報酬の算定方法に規定する遺伝カウンセリングを除く。）	初回	1件につき 10,800円	2回目以降	1件につき 6,480円		
区分	金額									
遺伝子検査に係る個別面談（診療報酬の算定方法に規定する遺伝カウンセリングを除く。）	初回	1件につき 10,800円								
	2回目以降	1件につき 6,480円								
<u>11</u> 略 備考 略		<u>10</u> 略 備考 略								

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。